

## 第7 特殊な防火対象物の取り扱いについて

(昭38.9.30 自消丙予発第59号)

### 1 上下水道施設等のポンプ場，汚水処理場等

耐火建築物で，内部の設備が水管，貯水槽又は貯水池のみで，出火源となる物件が原動機，電動機等で出火のおそれが著しく少なく，可燃性物品の存置がなく，延焼拡大のおそれがないと認められる上下水道のポンプ場，汚水処理場及び排水機場のうち，令により消防用設備等が必要なものにおける下記の消防用設備等の取扱いは，次のとおりとする。

#### (1) 消火器具

ア 通常の姿勢で通行できない管廊及び洞道部分は，令第32条により不要。

イ ア以外の洞道部分は，令第32条の規定の適用により主たる出入口，点検口付近に歩行距離に応じた数（最大2個）の消火器をまとめて設置すれば足りること。

ウ 沈砂池，貯水池の部分は令第32条の規定の適用により不要。

エ 上記アからウの部分以外は，基準どおり設置

(2) 屋内消火栓設備は，令第32条の規定の適用により不要。

(3) 屋外消火栓設備は，令第32条の規定の適用により不要。

#### (4) 自動火災報知設備

ア 通常の姿勢で通行できない管廊及び洞道部分は，令第32条の規定の適用により不要。

イ ア以外の洞道部分は，令第32条の規定の適用により主たる出入口，点検口付近に総合盤を設置すれば足りること。

ウ 沈砂池，貯水池で，水没の可能性の高い部分は，令第32条の規定の適用により不要。

エ 沈砂池，貯水池及び腐食性ガスの滞留する部分の感知器は，令第32条の規定の適用により不要。

オ 上記ア，イ，ウ及びエ以外の部分は，基準どおり設置

#### (5) 非常警報設備（放送設備）

ア 通常無人（人の存する時間が1日2時間未満）である部分は，令第32条の規定の適用により不要。

イ ア以外の部分は，基準どおり設置

#### (6) 誘導灯

ア 通常の姿勢で通行できない管廊及び洞道部分は，令第32条の規定の適用により不要。

イ ア以外の洞道部分は，主な出入口に避難口誘導灯（B級以上）を設置すること。

ウ 沈砂池，貯水池で，水没の可能性の高い部分は，令第32条の規定の適用により不要。

エ 上記ア，イ及びウの以外の部分は，基準どおり設置

(7) 連結散水設備

ア 屋内消火栓設備を設置した部分は，令第32条の規定の適用により不要。

イ ア以外の部分は，基準どおり設置

(8) 上記により令第32条の規定を適用する際には，「特例基準適用申請」により，経緯を明らかにしておくこと。

2 出火危険が著しく少ない防火対象物

次の各号に掲げる防火対象物又はその部分のうち，不燃材料で造られ，可燃性物品を収納しないもので，出火の危険がないと認められるもの又は出火の危険が著しく少なく，かつ，延焼拡大のおそれがないと認められるものについては，令第32条の規定を適用し，消火器具，屋内消火栓設備，スプリンクラー設備，屋外消火栓設備，動力消防ポンプ設備，自動火災報知設備，連結散水設備，連結送水管設備及び非常コンセント設備の全て又はその一部を設置しないことができる。

(1) 塔屋部分（自動火災報知設備の感知器は，設置すること。）

(2) 倉庫で不燃性物件のみを収納するもの（要特例適用申請）

(3) プール（プールサイドを含む。）及びアイススケート場（滑走部分に限る。）

(4) 清涼飲料水等の製造工場（要特例適用申請）

(5) 不燃性の金属及び石材等の加工工場で可燃性のものを収納又は取扱わないもの（要特例適用申請）

3 地域の集会場（平12.10.23 一部改）

通知（昭48.9.3 消防安第22号）により項の判定は（1）項口であるが，消防用設備等は令第32条の規定を適用し(15)項で取り扱う。150㎡以下の地区公民館については，利用形態を考慮し，消火器，誘導標識を設置することで足りるものとする。延べ面積が150㎡以上300㎡以下の場合，消火器，誘導標識のほか，非常警報設備（非常ベルに限る。収容人員50人以上）を設置するものとする。

収容人員の算定は原則として(1)項口としての算定とする。ただし，地域の集会場で利用者がその地域の住民に限定されており，かつ，延べ人数が30人未満であって，則第1条の3の規定で算定した数が同時に利用する地域の住民の数を超える場合は，当該住民のうち同時に利用する最大の数を収容人員とすることができる。

4 重要文化財

(1) 令別表第1，(11)項に掲げる防火対象物（建築物に限る。以下「文化財建造物」という。）が，同表各項（(17)項を除く。）にも該当する場合は，その用途の防火対象物又はその部分でもあること。

本堂（文化財建造物）

庫裏 全体に自動火災報知設備を設置

(2) 文化財建造物に設置する自動火災報知設備は、令の規定によるほか次によること。

ア 防火対象物の一部が文化財建造物である場合は、当該棟の全体に自動火災報知設備を設置すること。ただし、文化財建造物が鳥居、塔婆等の石造建造物である場合は、設置しないことができる。

イ 文化財建造物を収納した建築物の主要構造部を耐火構造とし、かつ、当該建築物の内部には電気以外の火気使用設備が全くなく、さらに周囲20m（当該建築物の水平投影線から測定した距離）以内の範囲に火災危険の高い火気使用設備がない場合又は自動火災報知設備を設置した建築物に収納する場合は、当該文化財建造物に自動火災報知設備を設置しないことができる。

ウ 一間社、茶室等延べ面積が7㎡以下の小規模な文化財建造物で、当該文化財建造物が他の建築物等から独立していて、火災発生のおそれが少なく、かつ、他の建築物等からの火災の延焼のおそれが少ない場合は、当該文化財建造物に自動火災報知設備を設置しないことができる。

エ 敷地内に管理者が常駐していないため、火災の発生を有効に覚知できず、かつ、その敷地の周囲に民家等がない文化財建造物には、自動火災報知設備を設置しないことができる。

オ 電気設備及び煙突を有する火気使用設備を設けておらず、かつ、周囲の建築物等に煙突を有する火気使用設備がない文化財建造物の小屋裏又は神社内陣の部分には、感知器を設けないことができる。

カ 三重塔、五重塔その他これらに類する塔の小屋裏及び観覧者、参拝者等の不特定の人（以下「観覧者」という。）を入れない城郭等の建造物の階段には、煙感知器を設けないことができる。

キ 文化財建造物以外のすべての部分が明らかに住居のみの用途に供されている場合は、当該住宅部分（台所及び階段部分を除く。）に感知器を設けないことができる。

ク 一間社、茶室等の小規模な文化財建造物に設ける差動式分布型感知器（空気管）の一の感知区域の露出長は、10m以上20m未満とすることができる。

ケ 常時人が居住せず、かつ、観覧者を入れない文化財建造物には、地区音響装置を設けないことができる。

コ 新たに指定された文化財建造物については、自動火災報知設備の設置時期は、その指定されたときから2年以内とすることができる。

5 重要文化財等の指定に至らない防火対象物の取り扱いについて（平13.8.8）

重要文化財等の指定に至らない防火対象物は、令別表第1による項判定をする。

また、予防査察により実態を把握し、必要に応じて消防用設備等の設置を求めるものとする。指定に関して関係機関との協議がある場合は、調整を図ること。

## 6 放送局

テレビスタジオ及び放送局ブース（以下「スタジオ等」という。）において放送設備を設置する場合において、次の措置の全てに適合することにより令第32条の規定を適用し、当該部分での警報放送を放送中に限りしないことができる。

- (1) ディレクターから直接指示を受けることができる。
- (2) 「放送中」の表示灯等のスイッチと連動（インターロックしてあること。）してスタジオ等のスピーカーのみ非常放送を遮断する。
- (3) 直近に自動火災報知設備の火災信号により点滅する赤色の灯火を設けた8cm×28cm以上の大きさの白地に赤文字で「火災発生」と表示する標識をスタジオの見やすい箇所（スタジオ等の大きさが100㎡以上ある場合は、複数設けること。）に設けてあること。なお、この場合において「火災発生」の文字自体が点滅するものにあつては、赤色の灯火を必要としない。

## 7 小規模な特定複合用途防火対象物（平14.12.17 消防予第595号）

施行令第21条第1項第3号に掲げる防火対象物のうち、施行令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物で、次の(1)及び(2)に掲げる条件に全て該当する場合にあつては、既存、新築の別を問わず、施行令第32条の規定を適用し、自動火災報知設備を設置しないことができる。

なお、施行令第32条の規定を適用して自動火災報知設備を設置しないこととされた防火対象物であっても、一般住宅等の就寝の用に供される部分を有するものにあつては、住宅用火災警報器の設置を要すること。

- (1) 防火対象物の延べ面積は、500㎡未満であること。
- (2) 令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途（以下「特定用途」という。）に供される部分が、次のアからウに掲げる条件の全てに適合すること。
  - ア 特定用途に供される部分の存する階は、避難階（建基法の規定による避難階。以下同じ。）であり、かつ、無窓階以外の階であること。
  - イ 特定用途に供される部分の床面積の合計は、150㎡未満であること。
  - ウ すべての特定用途に供される部分から主要な避難口に容易に避難できること。

## 8 特定1階段等防火対象物（平14.12.17 消防予第595号）

令第21条第1項第6号の2に掲げる防火対象物のうち、避難階以外の階（1階及び2階を除く。）の部分の全てが次の(1)から(3)に掲げる条件のいずれかに該当する場合は、既存、新築の別を問わず、令第32条の規定を適用し、自動火災報知設備を設置しないことができる。

なお、令第32条の規定を適用して自動火災報知設備を設置しないこととされた防火対象物であっても、一般住宅等の就寝の用に供される部分を有するものにあつては、前記「7 小規模な複合用途防火対象物」の例によること。

- (1) 居室以外の部分（機械室，倉庫等）であって，不特定多数の者の出入りがないもの
- (2) 実態上の用途が特定用途以外の用途に供される部分であって，「令別表第1に掲げる防火対象物の取扱いについて」（昭50.4.15消防予第41号，消防安第41号。以下「41号通知」という。）1，(2)により，主たる用途に供される部分の従属的な部分を構成すると認められる部分とされたため，当該部分が特定用途に供される部分として取扱われているもの
- (3) 一般住宅の用途に供される部分であって，41号通知2，(2)により，防火対象物全体が単独の特定用途に供される防火対象物として扱われることとされたため，当該一般住宅の用途に供される部分が特定用途に供される部分として扱われているもの。

9 農家民宿等（平16.12.10 消防予第234号）

農家民宿事業（施設を設けて人を宿泊させ，農村滞在型余暇活動（主として都市の住民が余暇を利用して農村に滞在しつつ行う農作業の体験その他農業に対する理解を深めるための活動をいう。）に必要な役務を提供する営業であって，農業者が行うものをいう。）を営む農家民宿（農家民宿に類する形態である林漁家民宿を含む。以下「農家民宿等」という。）である対象物については，以下により令第32条の規定を適用して消防用設備等を設置しないことができる。

(1) 特例基準を適用できる消防用設備等

- ア 誘導灯及び誘導標識
- イ 消防機関へ通報する火災報知設備

(2) 特例基準の要件及び内容

ア 誘導灯及び誘導標識

農家民宿等の避難階（建基令第13条の3第1項）において，以下の(ア)から(ウ)までの条件のすべてに該当する場合には，令第26条の規定にかかわらず，当該避難階における誘導灯及び誘導標識の設置を要しないものとする。

(ア) 次の①又は②に該当すること。

- ① 各客室から直接外部に容易に避難できること。
- ② 建物に不案内な宿泊者でも各客室から廊下に出れば，夜間であっても迷うことなく避難口に到達できること等，簡明な経路により容易に避難口まで避難できること。

(イ) 農家民宿等の外に避難した者が，当該農家民宿等の開口部から3m以内の部分を通らずに安全な場所へ避難できること。

(ウ) 農家民宿等において，その従業者が宿泊者等に対し避難口等の案内を行うこととしていること。

イ 消防機関へ通報する火災報知設備

消防機関へ通報する火災報知設備の設置を要する農家民宿等において、以下の(ア)から(ウ)までの条件のすべてに該当する場合には、令第23条第3項の規定にかかわらず、当該農家民宿等における消防機関へ通報する火災報知設備の設置を要しないものとする。

(ア) 前記(2)、アの条件を満たしていること。

(イ) 客室が10室以下であること。

(ウ) 消防機関へ常時通報することができる電話が常時人がいる場所に設置されており、当該電話付近に通報内容（火災である旨並びに防火対象物の所在地、建物名、階数、目標及び電話番号の情報その他これに関連する内容とする）が明示されること。

(3) 特例基準の適用にあたっては、特例申請により経緯を明らかにしておくこと。

#### 10 堆肥舎の取り扱いについて（平15.1.27）

堆肥舎については、使用目的等の実態により農業用の堆肥を貯蔵し保管するものにあつては、(14)項に掲げる防火対象物として取り扱う。また、消防用設備等の規制については、「消防法施行令第32条の特例基準等について」（昭38.9.30 自消丙予発第59号）及び「牛舎等に対する消防用設備等の設置について」（昭54.11.27 消防予第229号）により、不燃材料で造られている対象物、当該対象物の位置が住居等の建物とは火災予防上十分な距離（隣地境界線より1階にあつては3m以上、2階にあつては5m以上、また同一敷地内の建物間の距離については建物相互間の中心線から1階にあつては3m以上、2階にあつては5m以上）が保有されており、他への延焼のおそれが少ないと認められるもの、令第10条第1項第5号に規定する避難上又は消防活動上有効な開口部を有するもの、以上すべてに該当するものにあつては、令第32条の規定を適用し、消火器を基準どおり設置すれば足りるものとする。

#### 11 無窓階の畜舎について（昭48.10.23）

令第32条を適用し、消火器のみの設置で足りるものであること。

#### 12 スケルトン状態の防火対象物に係る消防法令の運用について

（平12.3.27 消防予第74号）

事務所ビル、店舗ビル等の賃貸を主とする防火対象物においては、利用者未定の空きスペースについても標準的な内装・設備工事を実施して竣工し、後日利用者が決定した段階で当該内装仕上げ等を施工しなす例があり、その際に新たなコスト負担と、不必要な産業廃棄物が発生すること、SI住宅等（耐久性や改修容易性の向上の観点から、骨組(Skeleton)と内部建材(infilling)を分離した建築物）の開発・普及が推進されていることから、未使用部分をスケルトン状態(内装仕上げや設備の一部について未施工部分が存する状態をいう。以下同じ。)のまま、防火対象物の他の部分の使用を開始することができるよう弾力的な運用を行うことが要望されており、当該項目は「規制緩和推進3か年計画(改定)」（平11,3,30 閣議決定）にも計上されている。

こうしたことから、スケルトン状態の部分の火災危険性、管理状況、消防用設備等の設置状況や防火対象物全体としての防火安全性を勘案のうえ、スケルトン防火対象物(スケルトン状態の部分をもつ防火対象物をいう。以下同じ。)について、消防用設備等の設置・維持や各種手続きに関する消防法令の運用を下記のとおりとする。

(1) スケルトン防火対象物に係る基本的考え方

ア 防火対象物の新築に伴うスケルトン状態の取扱い

(ア) 消防法令における防火安全対策の義務づけは、防火対象物の用途に規模、構造、収容人員等を加味して定められているが、防火対象物の中には、予定していた竣工時期においても、その一部分について具体的な利用形態を確定することができず、部分的な使用とならざるを得ないものも存する。この場合において、具体的な利用形態が確定していない部分についてスケルトン状態としたままで、それ以外の部分の使用を開始するというケースが想定される。

<想定される例>

a テナントビル： テナントが確定しない部分については、当分の間、空きスペース(継続的にテナント募集)とし、テナントが確定している部分だけで営業を開始するケース

b 共同住宅： 入居者が確定しない住戸については、当分の間、空き住戸(継続的に入居者募集)とし、入居者が確定している住戸だけで居住を開始するケース

(イ) 消防法令においては、技術基準の遵守義務や各種手続は防火対象物全体に対し適用されることから、原則として、防火対象物全体について、技術基準への適合性が確保されていることを確認したうえで、消防用設備等の設置検査を行うこととなる。しかしながら、前記アのように、その一部をスケルトン状態にしたままで、それ以外の部分の使用を開始しようとする防火対象物については、スケルトン状態の部分の火災危険性、管理状況、消防用設備等の設置状況や、防火対象物全体としての防火安全性を勘案のうえ、令第32条の規定を適用し、火災予防上支障のないことが確認できる場合に限り、例外的に、防火対象物の一部に対して消防用設備等の設置検査を行い、使用を認めることとする。

(ロ) 上記のとおりスケルトン防火対象物の使用を認める場合には、防火対象物の構造的な面での確認も必要であること、また、その後防火対象物全体を使用することとなる時点等において更に検査を行うことを担保することが必要と考えられることから、建築基準法に基づく仮使用の手続と並行して消防用設備等の一部の検査を行うこととする。

イ 使用開始後におけるスケルトン状態の変更の取扱い

スケルトン防火対象物の使用開始後において、スケルトン状態の部分に係る具体的な利用形態が確定(=具体的なテナント、入居者等が確定)することに伴い、当該

部分の変更が行われ、防火対象物全体の使用が開始されることが想定される。このようなスケルトン状態の変更については、改めて消防用設備等の設置に係る手続及び提出書類の変更，更には防火対象物全体に対する設置検査等が必要となる。

(2) スケルトン防火対象物の使用を認める場合の消防用設備等の設置・維持に係る運用  
ア スケルトン状態の部分の用途等

(ア) スケルトン状態の部分の用途，規模，構造，設備，収容人員，管理形態等については，原則として事前に計画されていた内容によること。

(イ) スケルトン防火対象物の使用開始後において，スケルトン状態の部分に係る具体的な利用形態が確定することに伴い，従前のスケルトン状態から用途が変更される場合には，消防法(以下「法」という。)第17条の3の規定が適用されること。

イ スケルトン防火対象物における消防用設備等の設置・維持方法

(ア) 基本的要件

スケルトン防火対象物における消防用設備等の設置・維持方法については，次に掲げる基本的要件に基づき，個別の状況を勘案のうえ的確に運用すること。

a スケルトン状態の部分は，他の部分と防火上有効に区画されていること(直接外気に開放されているバルコニーその他これに類する部分を除く。)。この場合において，当該区画(以下「スケルトン区画」という。)は，建築基準法上の防火区画若しくは不燃材料による区画又はこれらと同等以上の強度，耐熱性等を有する区画であるとともに，当該区画の開口部には常時閉鎖の防火戸又は不燃材料で造った戸が設置されていること。

b スケルトン区画部分を含め，消防計画の作成，管理体制の整備等により，適切な防火管理が実施されていること。特に，スケルトン区画部分については，次の事項を遵守する必要があること。

(a) 火気使用制限

(b) 可燃物制限

(c) 人の入出管理

c スケルトン防火対象物の部分又は消防用設備等のうち，次に掲げるものについては，令第8条から第30条までに規定する消防用設備等の設置・維持に係る技術基準(以下，基準という。)に適合していること。

(a) スケルトン区画部分以外の部分

(b) 共用部分(廊下，階段，エントランスホール，エレベーターロビーその他の当該防火対象物の利用者が共用する部分をいう。以下同じ。)のうち，則第30条第2号イに掲げる消火活動拠点及び階段，一時避難場所等。

d スケルトン区画部分についても，具体的な利用形態が確定することに伴う変更の影響が少ない事。また，基準に適合させることが困難な事項についても，基準に準ずる措置又は同趣旨の代替措置について優先的に検討すること。



<具体例>

- (a) 屋内消火栓設備 : 共用部分が完成している場合、共用部分への屋内消火栓の設置により、スケルトン区画部分についても包含され、技術基準に適合
- (b) スプリンクラー設備 : スケルトン区画部分におけるスプリンクラーヘッドの設置について、基準に準ずる形でスプリンクラーヘッドを仮設置、又は共用部分の補助散水栓により包含することで代替

(イ) 留意事項

- a 共用部分に係るスケルトン区画の設定については、密閉、施錠管理等がなされることから、事前の建築計画、火災時の初期対応(消火、避難等)や消防活動との整合性について、十分留意する必要があること。
- b スケルトン防火対象物の使用を認める際に確認した基準又は前記(ア)に掲げる要件に適合しなくなった場合においては、法第17条に不適合となることから、違反処理の対象となること。ただし、スケルトン状態の部分における工事に伴い、基準又は前記アに掲げる要件に適合しないこととなる事項については、(一般の防火対象物の場合と同様に)工事中の消防計画により対応することとしてさしつかえないこと。

(3) スケルトン防火対象物の使用を認める場合の消防法令等の各種手続に係る運用

ア 共通事項

- (ア) スケルトン防火対象物に係る消防法令の円滑な運用のためには、設置者と消防機関の間で、事前の段階から最終的な工事完了において十分な連絡・調整を行うこと。
- (イ) 防火対象物一般について必要となる事項のほか、次に掲げるスケルトン防火対象物特有の事項については、あらかじめ明確化のうえ、計画的かつ実効的な運用を図ること。
  - a スケルトン防火対象物として使用する理由
  - b スケルトン防火対象物における施工計画(消防用設備等に係る工事の内容、スケジュール等)
  - c スケルトン防火対象物の使用計画
- (ウ) 防火対象物の新築のほか、使用開始後におけるスケルトン状態の変更に当たっても、法第8条、第17条の3の2及び第17条の14の規定等に基づき、防火管理者の選任・消防計画の作成(工事中の消防計画を含む。)、工事整備対象設備等着工届出書(以下、着工届という。)、消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出書(以下、設置届という。)、検査等の手続が必要となること。
- (エ) 各種届出の単位、添付書類、既に消防機関において保有している書類の変更等

については、「消防用設備等の着工届に係る運用について」（平5.10.26 消防予第285号・消防危第81号）及び「消防用設備等に係る届出等に関する運用について」（平9.12.5 消防予第192号。以下「192号通知」という。）第2によること。また、工事中の消防計画については、「工事中の防火対象物に関する消防計画について」（昭52.10.24 消防予第204号）等によること。

- (オ) 使用開始後のスケルトン状態の変更に際し、前記2による運用内容の変更、既提出書類の変更、工事中の消防計画の提出等については、消防機関により事前に一括して確認された範囲内であれば、必ずしも個々に手続を行う必要はないこと。

#### イ 個別の手続に係る事項

##### (ア) 着工届

- a 新築に当たって着工届が既に提出されている場合には、前記(2)による運用の内容に変更が必要であること。また、工事開始前のため着工届が行われていない場合には、前記(2)による運用の内容により作成、提出する必要があること。
- b 使用開始後においてスケルトン防火対象物の消防用設備等に係る軽微な工事に関する着工届の運用については、192号通知第1，1によること。

##### (イ) 設置届・検査

- a 設置届・検査は、原則として消防用設備等に係る工事がすべて完了した時点で防火対象物全体について行われるものであるが、スケルトン防火対象物については、前記(1)及び(2)に掲げるとおり、例外的にスケルトン状態の部分を除いた形での設置届・検査を認めるものであること。
- b 設置検査は、スケルトン状態の部分以外の部分について、設置届の内容に基づき実施すること。また、これと併せて、前記(2)による運用の内容についても確認すること。
- c 消防用設備等（特殊消防用設備等）検査済証（以下、検査済証という。）は、①スケルトン状態の部分が存する段階にあつては、基準に従って設置され、実際に検査を実施した消防用設備等の部分、②防火対象物全体の使用開始の段階（＝スケルトン状態の部分なし）にあつては、当該防火対象物の消防用設備等全体が交付対象となること。また、①の段階で検査済証を交付するに当たっては、次に掲げる事項について、当該検査済証の余白、裏面等への追記や別紙として添付することにより明確にしておくこと。
- (a) 将来的に消防用設備等の設置が予定されているが、未だ設置検査を受けていないスケルトン状態の部分
- (b) 当該部分に設置予定の消防用設備等の種類
- (c) 当該部分に係る前記(2)による運用を認めるに当たっての要件等（検査時）
- (d) 使用開始後においてスケルトン状態の消防用設備等に係る軽微な工事に関する設置検査の運用については、192号通知第1，2によること。

- d 防火対象物の使用開始届は、実際に使用を開始する部分について行うこととし、これと併せて未使用となるスケルトン状態の部分について明確化すること。ただし、事前の手續に伴い既に消防機関において保有している図書により、当該状況が明らかな場合には、特段の添付書類を要しない。
- e 防火管理関係は、スケルトン状態の部分を含め、防火対象物全体における防火管理者の選任や消防計画の内容が適切なものとなっていること。①ハード面との整合、②スケルトン状態の部分に係る防火管理責任の明確化、③前記(2)イ(イ)の点を踏まえ、工事中の消防計画による安全性・実効性の担保等について十分留意すること。

#### ウ 建築基準法による仮使用との整合的な運用

- (ア) 建築基準法においては、同法第7条の6の規定に基づく仮使用承認制度により、スケルトン防火対象物を含めた運用が図られているところであり、同制度の取扱いについては、「建築基準法の一部を改正する法律等の施行に伴う消防機関の協力について」（昭52. 11. 29 消防予第228号）、「工事中の建築物の仮使用について」（昭53. 12. 26 消防予第243号）、「仮使用承認制度の的確な運用について」（平9. 5. 14 消防予第93号）等に通知しているとおりでること。

- (イ) 建基法による仮使用については、これらの通知によって整合的な運用を図る必要があるため、消防法令の運用に当たっては、次の点に留意すること。

- a 事前の段階から、建築部局及び設置者十分な連絡・調整を行うこと。
- b スケルトン防火対象物に係る防火安全対策（消防用設備等、防火管理、工事中の消防計画等）については、仮使用と整合的な内容とすること。
- c 消防法令の各種手續は、手順、時期、回数等について、建基法令の手續（建築確認、仮使用承認、完了検査等）と並行的な運用を図ること。また、消防用設備等に係る設置検査の実施、これに伴う消防用設備等検査済証の交付については、原則として次によること。

##### (a) 仮使用承認と並行的に実施される場合

基準に従って設置され、実際に検査を実施した消防用設備等の部分が対象（前記イ、(イ)、c、①）

##### (b) 完了検査と並行的に実施される場合

当該防火対象物の消防用設備等全体が対象（前記イ、(イ)、c、②）

#### (4) 具体的な運用例

- ア ケース①： 階単位又は建築基準法上の防火区画単位で使用部分と未使用部分が明確に区分されるスケルトン防火対象物

##### (ア) ハード面

- a スケルトン区画： 建築基準法上の防火区画又はこれらと同等以上の強度、耐熱性等を有する区画であるとともに、当該区画の開口部

には常時閉鎖の防火戸が設置

b 内部建材 : ほとんど未設置 (コンクリート粗壁に近い状態)

(イ) ソフト面

a 火気 : 使用禁止

b 可燃物 : 一切持ち込み禁止

c 人の入出管理 : 立入禁止 (スケルトン区画の防火戸は施錠管理)

(ウ) 消防用設備等スケルトン区画部分 (消火活動拠点及び階段, 一時避難場所等を除く。) の消防用設備等について免除可能

イ ケース②: 使用部分と未使用部分 (=専有部分のみ) が混在しているが, これらの間は建築構造的に明確に区分されるスケルトン防火対象物

(ア) ハード面

a スケルトン区画: 建築基準法上の防火区画又はこれらと同等以上の強度, 耐熱性等を有する区画であるとともに, 当該区画の開口部には常時閉鎖の防火戸が設置

b 内部建材 : ほとんど未設置 (コンクリート粗壁に近い状態) 又は内装・建築設備の一部設置

(イ) ソフト面

a 火気 : 使用禁止

b 可燃物 : 原則として持ち込み禁止

c 人の入出管理: 原則として立入禁止 (スケルトン区画の防火戸は施錠管理)

(ウ) 消防用設備等

a スケルトン区画部分の消防用設備等のうち, 消火器及び自動火災報知設備以外の消防用設備等について免除可能

b 自動火災報知設備については, 仮設置可能。また, スケルトン区画部分において厳密な出火防止対策 (出火源や着火物となる物品の排除, 電気設備・機器の通電停止等) が講じられている場合には免除可能

ウ ケース③: 使用部分と未使用部分 (=専有部分のみ) が混在しており, これらの間は簡易な形で区分されるスケルトン防火対象物

(ア) ハード面

a スケルトン区画: 不燃材料による区画又はこれらと同等以上の強度, 耐熱性等を有する区画であるとともに, 当該区画の開口部には常時閉鎖の防火戸又は不燃材料で造った戸が設置

b 内部建材 : 内装・建築設備の一部又は全部設置

(イ) ソフト面

a 火気 : 使用禁止

b 可燃物 : 不用の可燃物の持ち込み禁止。整理・清掃

c 人の出入管理： 不用の立入禁止（スケルトン区画の防火戸等は施錠管理又は関係者による管理の徹底）

(ウ) 消防用設備等

- a スケルトン区画部分について、①消火設備（消火器を除く。）の仮設置、②自動火災報知設備の仮設置及び自動火災報知設備以外の警報設備の免除、③避難設備の免除がそれぞれ可能
- b スプリンクラー設備については、スケルトン区画部分において厳密な出火防止対策（出火源や着火物となる物品の排除、電気設備・機器の通電停止等）が講じられている場合には、共用部分への補助散水栓の設置によりスプリンクラーヘッドの免除可能
- c 自動火災報知設備については、スケルトン区画部分において厳密な出火防止対策（出火源や着火物となる物品の排除、電気設備・機器の通電停止等）が講じられている場合には免除可能

13 LPガス充てん所（平10.12.3 消防第209号）

充てん所に係る消防用設備等の技術上の基準について、液石則により消火設備、警報設備等が設置されている等、一定の要件を満たす場合にあっては令第32条を適用し、次により取り扱う。

(1) 適用範囲

充てん所の製造施設（LPガスび製造設備、貯蔵設備、処理設備等を有する建築物その他の工作物をいう。以下同じ。）のうち、LPガスの製造設備が液石則に規定する第1種製造設備、第2種製造設備及び液化石油ガススタンドであるもの。

(2) 適用の要件

液石則の規定のほか、次によること。

- ア 製造施設の主要構造が不燃材料で造られていること。
- イ 製造施設の壁及び天井の仕上げが不燃材料又は準不燃材料であること。
- ウ 製造施設において火気の使用がない等、火気管理が徹底されていること。
- エ 製造施設においては整理、清掃、不必要な物品の除去、出入りする者の管理等、適正な維持管理が行われていること。

(3) 消防用設備等

(2)に掲げる要件を満たす場合、消防用設備等は次によること。

ア 消火設備

屋内消火栓、スプリンクラー設備、屋外消火栓、動力消防ポンプ設備の設置を免除して差し支えない。

イ 警報設備

自動火災報知設備、非常警報器具、非常警報設備の設置を免除して差し支えない。

#### 14 アーケードの取扱いについて

アーケードの設置基準（昭30.2.1 国消発第72号）によるほか、宇都宮市アーケード等連絡協議会により協議し決定すること。

#### オリオン通りアーケードにおける消防用設備等の設置基準

##### (1) 消防用設備等

###### ア 自動火災報知設備

両側面の建築物すべてに設置すること（建築物のアーケードに面した部屋に感知器を設置）。管理事務所に受信機を設置すること。

###### イ 非常放送設備

スピーカー半径25mで全域を包含すること。管理事務所にアンプを設置すること。

###### ウ 非常ベル

半径25mで全域を包含すること。

###### エ 連結送水管

半径50mで包含すること。送水口，放水口共に双口とし，主管口径は100Aとすること。（単系統で両側に25m以内に設置）

###### オ 非常コンセント設備

連結送水管の放水口の位置に収納箱（保護箱）を設けること（ホース，投光器共）。（上下50m以内）

##### (2) 消防活動に使用する設備等

###### ア 消火足場

幅員1m以上とすること。横断足場は6mおき（開口部は両脇に設ける）に手すり付きで設置する。

###### イ 登はんはしご

消火足場へ上がるハッチは1.8m×1m（ハッチ0.8×1.5，はしご幅0.4）以上の開口面積とすること。はしごは中間踊り場を設け，上部は階段とし，連結送水管送水口の付近に設けること。

はしごの横幅は0.5m，横棧の間隔は0.25から0.35mとすること。

###### ウ 消火用ホース

連結送水管の放水口の位置に収納箱（格納箱）を設け，差し込み式65mmホース4本，管そう2本（無反動管そう）を収納すること。

###### エ 投光器

連結送水管の放水口の位置に収納箱を設け，投光器，延長コード，三脚を収納すること。

###### オ 建築物進入用はしご

連結送水管の放水口の位置の付近に設けること。はしごは2連で10m程度のものとする。 (4階等への進入用。消火渡り足場手すりに設置 4m)

カ 着色は統一する。

(3) その他の事項

ア 屋根の開口部

長さ20m, 幅7m以上とし, 手動, 自火報連動で開放すること。開放する面積は18m×6.13m以上とすること。(非常電源 自家発電設備)

イ 管理事務所

自火報受信機, 非常放送アンプ, 屋根の開閉装置, 電話を設置すること。

ウ アーケード側面建築物の防火構造

エ 消防用設備等点検は年2回実施し, 3年ごとに点検結果報告をする。